平成２３年（フ）第８号
高知市はりまや町２丁目８番12―606号
債務者　岩川　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木338番地１
債務者　井上　健一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21―402、申立時の住所高知市南万々33番地　司荘
債務者　坂本　定子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４号
高知県安芸市矢ノ丸４丁目６番24号
債務者　小松　正恵
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
福岡県柳川市矢留本町355番地
債務者　中園　優孝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
福岡県柳川市矢留本町355番地
債務者　中園サエ子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県大川市大字本木室２番地１
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２号
福岡県大川市大字向島1945番地
債務者　宮﨑　　亮
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
福岡県柳川市三橋町蒲船津203番地４
債務者　井上　和美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０３２号
熊本市清水新地５丁目12番２―517号
債務者　藤森　文子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４９４号
宮崎市大塚町宮田2908番地　由美荘201号
債務者　岩下美津代
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７０号
宮崎市江平西１丁目１番９号
債務者　福永　**満**貴
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
宮崎市大字恒久876番地２　小村ビル103号
債務者　黒嶋　正吾
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９号
宮崎県小林市細野5783番地
債務者　立久井君子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９号
宮崎県延岡市柚の木田町1359番地
債務者　矢野　友香
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１２号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区水清谷3188番地
債務者　中武孝一郎
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１３号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目18番５―２号
債務者　柳田　慶子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６８７号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目32番45号今信コーポ103号
債務者　樺山　壽三
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係